○鳥取県警察警察署長章等に関する訓令

（平成23年2月25日本部訓令第3号）

改正　令和2年12月15日本部訓令第27号

鳥取県警察警察署長章等に関する訓令を次のように定める。

（趣旨）

第1条　この訓令は、警察署長章、副署長章及び警察署次長章（以下「警察署長章等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸与）

第2条　警察署長、副署長及び警察署の次長（以下「警察署長等」という。）に、警察署長章等を貸与するものとする。

（形状及び制式）

第3条　警察署長章等の形状及び制式は、別表第1のとおりとする。

（着装）

第4条　警察署長、副署長及び警察署の次長（以下「警察署長等」という。）は、制服を着用するときは、警察署長章等を着装するものとする。

2　警察署長章等は、別表第2のとおり制服の右胸部に着装するものとする。

（引継ぎ）

第5条　警察署長等は、人事異動等によりその職を離れるときは、警察署長章等を後任者に引き継がなければならない。

2　警察署長は、警察署長章等引継台帳（様式第1号）により、警察署長章等の引継状況を明らかにしておかなければならない。

（譲渡等の禁止）

第6条　前条第1項に規定する場合を除き、警察署長章等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（亡失等の場合における措置）

第7条　警察署長章等を亡失し、又はき損したときは、速やかにその旨を警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して警察本部長に報告し、再貸与の申請をしなければならない。

2　再貸与の申請は、警察署長章等再貸与申請書（様式第2号）により行うものとする。

3　警察署長章等を亡失した場合を除き、第1項の申請をするときは、き損した警察署長章等を添付するものとする。

（貸与状況）

第8条　警務課長は、警察署長章等貸与台帳（様式第3号）により、警察署長章等の貸与状況を明らかにしておかなければならない。

附　則

この訓令は、平成23年3月8日から施行する。

附　則（令和2年12月15日本部訓令第27号）

この訓令は、令和2年12月15日から施行する。

別表第1（第3条関係）

警察署長章等の形状

（表面）

警察署長章

（表面）

副署長章及び警察署次長章

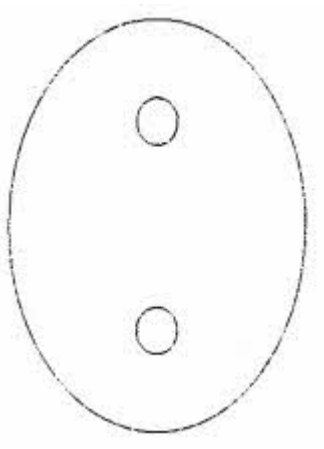

（裏面）

警察署長章等

警察署長章等の制式			
区分		警察署長章	副署長章及び警察署次長章
大きさ	高さ	40㎜	40㎜
	幅	33㎜	33㎜
形		だ円形	だ円形
表面		金メッキ	ニッケルメッキ
止め金具		タイタック金具	タイタック金具

別表第2（第4条関係）

着装位置

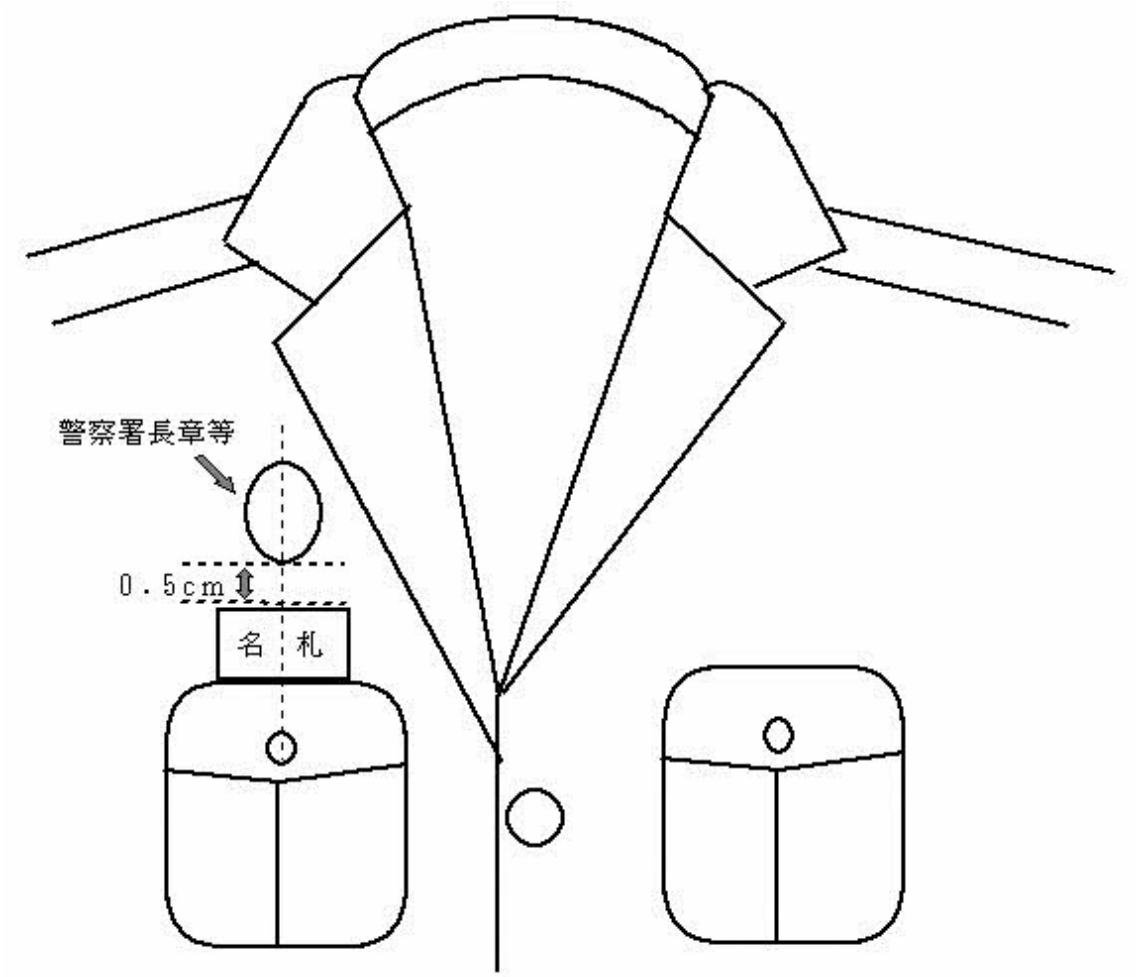

（注）　右胸ポケットのボタンの中心と警察署長章等の中心をそろえる。

様式第1号(第5条関係)
　警察署長章等引継台帳
　[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)
　警察署長章等再貸与申請書
　[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)
　警察署長章等貸与台帳
　[別紙参照]

様式第１号（第５条関係）

警　察　署　長　章　等　引　継　台　帳

番号	引継年月日	警察署長章等の種別	引継者氏名	引受者氏名

様式第２号（第７条関係）

発第　　号
年　　月　　日

鳥取県警察本部長　殿

警　　察　　署　　長

警察署長章等再貸与申請書

亡失又はき損の年月日時	年　　月　　日　　時　　分
申請者の官職・氏名	
亡失又はき損の概要	
備考	

様式第３号（第８条関係）

警　察　署　長　章　等　貸　与　台　帳

番号	貸与年月日	貸与品の種別	被　貸　与　者 所　属・氏　名
		警　察　署　長　章	
		副署長章・警察署次長章	
		警　察　署　長　章	
		副署長章・警察署次長章	
		警　察　署　長　章	
		副署長章・警察署次長章	
		警　察　署　長　章	
		副署長章・警察署次長章	
		警　察　署　長　章	
		副署長章・警察署次長章	
		警　察　署　長　章	
		副署長章・警察署次長章	
		警　察　署　長　章	
		副署長章・警察署次長章	
		警　察　署　長　章	
		副署長章・警察署次長章	
		警　察　署　長　章	
		副署長章・警察署次長章	

（注）「貸与品の種別」欄には、該当する種別に○印を付すこと。